

所属所長 殿

公立学校共済組合東京支部長
坂 本 雅 彦
(公印省略)

マイナ保険証完全移行に伴う組合員証等の取扱い及び資格確認書の交付等について（通知）

日頃より、公立学校共済組合の業務運営に関して、御理解・御協力いただきありがとうございます。

マイナンバー法の改正により、**令和 7 年 12 月 2 日から組合員証・被扶養者証（以下「健康保険証」という）の利用が終了し、マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのこと）の利用を基本とする仕組みに完全移行します。**

完全移行に伴い改めて、別添チラシにて、マイナ保険証の登録や利用方法についてお知らせしますので、組合員の皆様に配布いただきますようお願いいたします。

また、マイナ保険証利用登録をしていない等の理由によりマイナ保険証を利用できない組合員・被扶養者で、資格確認書を交付されていない方に対し、事前に資格確認書を一斉交付しますので、下記のとおりご対応いただきたくお願い申し上げます。

記

1 マイナ保険証への完全移行についての周知について

別添チラシ「マイナ保険証をご利用ください」を組合員の皆様に配付ください。

2 資格確認書の一斉交付について

下記のとおり資格確認書を交付しますので、対象組合員への配付をお願いします。

- (1) 対象者 令和 6 年 12 月 1 日以前に組合に加入し、有効な健康保険証を有している方で
 マイナ保険証利用登録をしていない方
 ※ 令和 7 年 8 月 15 日（金）時点におけるマイナ保険証利用登録の有無を基に、
 対象者を確定します。
- (2) 送付時期 10 月上旬 各所属所に資格確認書を送付
 10 月中旬 各所属所から組合員に配付
 ※ 送付の詳細については、別途通知します。

なお、一斉交付にあたっては「資格確認書交付申請書」の提出は不要です。

3 令和 7 年 12 月 2 日以降使用できなくなる健康保険証の取扱いについて

現在交付されている健康保険証を返却する必要はありません。本人において廃棄するようご案内願います。

なお、資格喪失（認定取消）日が令和 7 年 12 月 1 日以前の場合は、従前のとおり届出に添えて健康保険証を返却するようご案内願います。

4 その他

マイナ保険証利用登録をしている方には、資格確認書を交付できません。マイナ保険証利用登録の解除を希望する場合は、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を提出してください。

【問合せ先】

公立学校共済組合東京支部 給付貸付課 資格担当

鈴木・池田・大阪

電話03-5320-6826